指定整備記録簿の様式並びに	指定点検整備記録簿の様式及び		
第百条第一項	及び自動車検査員の遵守すべき	第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務	総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度において、第十二号に掲げる者に、その事業
第百条第二項		第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者	総合特別区域法第二十二条の二の規定の施行に必要な限度において、前項第十二号に掲げる者
		その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所	その他の事業場
		道路運送車両、帳簿書類	帳簿書類

13　この条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

14　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

15　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　偽りその他不正の手段により、第三項の規定による自動車検査証の返付を受けた者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第七十八条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

三　第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の八第一項の規定による点検整備済証の交付の停止の処分に違反した者

16　第十二項において準用する道路運送車両法第九十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

17　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第二項又は第九十四条の六第一項（第四号を除く。）若しくは第二項の規定に違反した者

三　第十二項において準用する道路運送車両法第八十一条第一項（第四号に係る部分に限る。）若しくは第二項又は第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

四　第十二項において読み替えて準用する道路運送車両法第九十四条の六第一項（第四号を除く。）の規定による指定点検整備記録簿に虚偽の記載をした者

五　第十二項において準用する道路運送車両法第百条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

18　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本項の罰金刑を科する。

19　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五項後段の規定に違反した者

二　第十二項において準用する道路運送車両法第八十九条第一項の規定に違反した者

第二十三条第一項中「別表第一の六の項」を「別表第一の七の項」に改める。

第二十四条中「別表第一の七の項」を「別表第一の八の項」に改める。

第二十五条中「別表第一の八の項」を「別表第一の九の項」に改める。

別表第一中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六	農業経営改善自家用貨物自動車活用事業	第二十二条の二

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条並びに附則第二条、第三条、第七条及び第八条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第三条及び附則第四条から第六条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第九条の規定　この法律の公布の日又は水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の公布の日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の総合特別区域法（以下「旧法」という。）第四十六条第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けている者は、第二条の規定による改正後の総合特別区域法（以下「新法」という。）第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者とみなす。

第三条　第二条の規定の施行の際現に旧法第五十条の規定の適用を受けて河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条等の許可（旧法第四十九条に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けている特定水力発電事業（旧法第四十九条に規定する特定水力発電事業をいう。）については、新法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される構造改革特別区域法第三十一条第七項から第十一項までの規定の適用を受けて河川法第二十三条等の許可（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する河川法第二十三条等の許可をいう。）を受けた特定水力発電事業（構造改革特別区域法第三十一条第一項に規定する特定水力発電事業をいう。）とみなす。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第四条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「又は第九十七条の三」を「若しくは第九十七条の三又は総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第三項」に、「同法第七十四条の四」を「道路運送車両法第七十四条の四」に改め、同項ただし書中「同法第九十四条の五第八項」を「道路運送車両法第九十四条の五第八項」に、「、同法第六十二条第二項」を「同法第六十二条第二項」に改め、「受けようとするとき」の下に「、又は総合特別区域法第二十二条の二第三項に規定する処分を受けようとするとき」を加え、同条第六項中「、同法」を「同法」に改め、「対して、」の下に「総合特別区域法第二十二条の二第十一項の規定により点検整備済証の交付を請求しようとする者は同項の指定点検整備事業者に対して、それぞれ」を加え、「有効期間」の下に「（次項において単に「自動車検査証の有効期間」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。